

Ⅲ 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

設定なし。

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし。

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、森林施業を行う林業事業者や森林所有者からの情報収集に努めるものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法等

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林の病虫害の駆除及び防除については、適切な除間伐による被圧した衰弱木等の除去を行い、森林病虫害の予防や駆除に努めるものとする。

松くい虫による被害については、薬剤の樹幹注入による予防、くん蒸、破碎などの駆除により被害の拡大防止を図り、特に重要な松林については、計画的に抵抗性の有するマツ等へ転換も併せて行うものとする。

ナラ枯れについては、隣接する秋田市、仙北市、能代市で被害が確認されているため、被害状況の監視や連絡体制の強化を進めることとする。



《松くい虫防除作業》

(2) その他

被害状況の監視等については、地方行政機関（国、県、周辺市町村）、森林組合、森林所有者等の連携により、被害状況の連絡体制づくりを推進することとする。

注）病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、ここに定める森林以外であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣による森林被害対策については、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備に努めることとし、特に重要な林分については、忌避剤等による防除を優先することとする。

なお、ニホンジカやイノシシについては、本市のほか近隣市町村においても目撃が報告されており、枝葉や水稻の食害、剥皮被害等の森林被害、農作物被害が懸念されることから、関係行政機関との情報収集と共有化を図り、早期対策を講ずることとする。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、地方行政機関（国、県、周辺市町村）との連携による山火事パトロールによる予防啓発活動を行うものとする。また、被害状況等の連絡体制づくりについても推進することとする。

Ⅲ 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合の留意事項については、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）による許可制度の周知や関係機関との事前調整を行うよう指導を強化することとする。

火入れを実施する場合の目的については、病虫害駆除や造林のための地ごしらえ、開墾準備、焼畑等に行けるものとし、不要な火入れを行うことがないよう指導するものとする。

火入れの方法については、防火帯を設けるなど防火体制を整備するとともに、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに行うなど、周囲に延焼のおそれがない方法により実施するものとする。

5 その他必要な事項

特になし